

平成26年6月19日
運輸審議会審理室

運輸審議会発表案件

長電バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の 上限運賃変更認可申請事案に関する答申について

事案の種類	申請者	決定
一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可	長電バス株式会社	申請どおり認可することが適当

平成26年4月3日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました長電バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案について、運輸審議会は審議の結果、本件については申請どおり認可することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しましたので、お知らせします。

なお、運輸審議会での審議概要についてはHPで公表しております。

[連絡先]

運輸審議会審理室 杉山、笠原、庄司
(代表) 03 (5253) 8111 (内線) 53515
(直通) 03 (5253) 8810
(FAX) 03 (5253) 1676

[運賃変更認可申請の概要に関する連絡先]

自動車局旅客課 石嶋、中村
(代表) 03 (5253) 8111 (内線) 41234
(直通) 03 (5253) 8571
(FAX) 03 (5253) 1636

国 運 審 第 1 1 号
平成 2 6 年 6 月 1 9 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

長電バス株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請について

平 2 6 第 5 0 0 3 号

平成 2 6 年 4 月 3 日付け国自旅第 1 号をもって諮問された上記の事案
については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

長電バス株式会社の申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

キロ当たり賃率55円90銭（うち消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）引上げに伴う税負担の転嫁分（以下「税率引上げ転嫁分」という。）は1円50銭）に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最初の2キロメートルまでの間についてはその2倍、10キロメートルを超え20キロメートルまでの間についてはその0.9倍、20キロメートルを超え30キロメートルまでの間についてはその0.8倍、30キロメートルを超える部分についてはその0.7倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、180円（うち税率引上げ転嫁分は10円）とする。

理 由

1. 申請者は、平成24年7月1日から現行運賃を実施しているものであるが、その後、輸送需要の減少及び燃料費の高騰並びに消費税率引上げにより、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、運賃を改定することにより収支の改善を図ろうとして、本申請を行ったものである。
2. 当審議会に提出された資料その他によって検討した結果、新運賃算定の基礎となるべき地域別標準原価方式による適正な運送原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）に基づく平年度である平成26年度の収支状況の見通しは、次のとおりである。

現行運賃による総収入（補助金を含む。）は899百万円、消費税率引上げによる影響を考慮しない適正な運送原価は1,032百万円と推定され、差引き133百万円の損失を生ずるものと認められる。これに対し、運賃を主文のとおり改定すれば、税率引上げ転嫁分を除

く総収入（補助金を含む。）は943百万円となり、差引き89百万円の損失を生ずるものと見込まれる。

3．また、税率引上げ転嫁分による増収率は2.855%であり、消費税率引上げ幅の108/105（約2.857%増）以下である。

4．以上により、本申請は、道路運送法第9条第2項の基準に適合するものと認める。

要 望 事 項

- 1．国土交通大臣は、長電バス株式会社は一昨年7月にも一般乗合旅客自動車運送事業の運賃改定を行っており、本事案が前回改定から短期間での運賃改定となる異例なものであることに鑑み、審議に際し提出された同社作成の「経営改善計画について」(平成26年5月9日)を着実に実施し、改定後の運賃水準が可能な限り長期間維持されるよう、同社を指導するとともに、その実施状況等について適宜報告を聴取するよう留意していただきたい。
- 2．国土交通大臣は、地域公共交通の確保・維持・改善のためには地域全体での取組が重要であることに鑑み、地域の実情把握や関係地方公共団体はじめ地域との連携に努め、長電バス株式会社に対する他社での利用促進・需要喚起方策の紹介を行うほか、必要に応じ、関係地方公共団体への助言・調整等を行っていただきたい。